

大田区諮問第 110 号答申

1 審査会の結論

大田区長（以下「実施機関」という。）が令和4年6月10日付け4福福発第〇〇号により行った自己情報開示等決定及び自己情報不存在通知（以下「本件処分」という。）は、適法である。

2 請求対象情報

本審査請求において取消しを求める請求対象情報は、「令和4年6月10日付け自己情報開示等決定通知書」（以下「本件決定通知書」という。）の請求の内容のうち、1-(4)記載の3福福発第〇〇号で開示の居宅介護事業所〇〇〇〇（以下「事業所A」という。）の回答文書に対して福祉管理課（法人指導担当）が指導した内容に係る文書（以下「本件文書1」という。）、1-(8)記載の審査請求人が過去男性ヘルパーでの苦い思い出があることで、女性ヘルパーのサービスをお願いした事実が事業者間（事業所B、事業所A）で引き継がれていたかについての調査内容に係る文書（以下「本件文書2」という。）、「令和4年6月10日付け自己情報不存在通知書」（以下「本件不存在通知書」という。）の請求の内容のうち、1-(1)記載の事業所Aに対して指導監査した件について、福祉管理課（法人指導担当）、障害福祉課、〇〇地域福祉課がこれまで連携した書面（以下「本件文書3」という。）、1-(3)記載の事業所Aが加算内容を実施していないことに対して返還を求める書面（以下「本件文書4」という。）、1-(5)記載の3福福発第〇〇号で開示の事業所Aの過誤申立書を却下した書面（以下「本件文書5」という。）、1-(7)記載の事業所Aの「障害者差別行為」に対する「権利擁護」の指導調査内容に係る文書（以下「本件文書6」という。）である。

3 審査の経過

令和4年12月22日 諮問を受け、実施機関から説明を聴取し、審査した。

令和5年1月23日 審査した。

4 事実の経過

審査請求人は、令和 4 年 5 月 26 日、大田区個人情報保護条例（平成 10 年条例第 66 号。以下「条例」という。）第 22 条第 1 項に基づき本件文書 1～6 を含む自己情報について開示等請求を行った。実施機関は、同年 6 月 10 日、「令和 4 年 5 月 26 日付け自己情報開示等請求書」（以下「本件請求書」という。）並びに本件請求書別紙 1-(2) (4) (6) (8) 及び 2 記載の文書中、条例第 18 条の 2 第 2 項第 4 号に該当し、開示することにより、第三者の権利を不当に侵害するおそれがあると認められる部分であることを理由として「調査概要の当日立会者のうち、事業所管理者及び担当ヘルパーを除く者の職、氏名」「介護計画書 I・II、週間予定表、サービス提供記録及び訪問介護初回加算記録書のうち、サービス提供責任者印（訂正印を含む。）」「週間予定表及びサービス提供記録のうち、職員 ID」を非開示とし、本件請求書別紙 1-(1) (3) (5) (7) 記載の文書については作成又は取得していないことを理由として、条例第 23 条第 4 項に基づき不存在通知を行い、その余の請求された文書については開示決定をした（本件処分）。

審査請求人は、同年 9 月 6 日、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った。

5 審査請求の理由及び実施機関の弁明に対する反論

(1) 本件文書 1

本件決定通知書で、障害福祉課が保有する「介護報酬明細書」が開示されなかった。

本件請求書別紙 1-(4) の記載から、「介護報酬明細書」を求めていることを読み取ることはできないとの実施機関の意見は不当である。

審査請求人は、「令和 4 年 3 月 10 日付け指導監査調査要望書（期の II）」で、事業所 A の不正請求の調査要望をして、その延長で自己情報開示請求を行ったのであるから、「介護報酬明細書」を開示するのは当然で、請求内容に疑義があれば、審査請求人に質問すべきである。

(2) 本件文書 2

本件決定通知書で開示されなかった。

「令和 4 年 4 月 15 日付け調査概要」（以下「4.15 調査概要」という。）に事

業所Aに対して聞き取り調査を行った内容を記載しており、女性ヘルパーのサービスをお願いした事実が事業者間で引き継がれていたかについての調査内容は開示している、との実施機関の意見は、「令和4年8月16日付け指導監査調査要望書に関する報告について」（以下「8.16 報告書」という。）において事業所の言い分が虚偽であることが明らかとなった以上、不当である。

(3) 本件文書3

本件不存在通知書により、事業所Aに対して指導監査した件について、福祉管理課（法人指導担当）、障害福祉課、〇〇地域福祉課がこれまで連携した書面は、「実施機関において作成又は取得しておらず存在しません。」とされたが存在するはずである。

審査請求人は、実施機関に対し、口頭で再三情報共有するように申し立てているため、存在するはずである。

実施機関の弁明の「打合せ内容の記録は行っておらず連携した書面も作成していない」ことはあり得ない。内容が虚偽である。

(4) 本件文書4

本件不存在通知書により、事業所Aが加算内容を実施していないことに対して返還を求める書面は、「実施機関において作成又は取得しておらず存在しません。」とされたが存在するはずである。

審査請求人が請求した内容と回答が違っている。

(5) 本件文書5

本件不存在通知書により、事業所Aの過誤申立書を却下した書面は、「実施機関において作成又は取得しておらず存在しません。」とされたが存在するはずである。

障害福祉課係長は、ヘルパーが30分スーパーに行っていたとの申立てを適正と判断して受理しているが、その他、サービス内容が不十分な点の請求が不正であることは知らなかったと白状した。

審査請求人としては、事業所Aの不正請求を再度徹底的に審査することを求める。過誤請求、不正加算も認め、指導したと誤魔化すことは、区としてあるまじき見逃し行為である。

(6) 本件文書 6

本件不存在通知書により、事業所 A の「障害者差別行為」に対する「権利擁護」の指導調査内容に係る文書は、「実施機関において作成又は取得しておらず存在しません。」とされたが存在するはずである。

審査請求人は、実施機関に対し、口頭で再三情報共有するように申し立てているため、存在するはずである。

実施機関は再度調整中、(調査) 期間延長でまだ開示がされていない。

6 実施機関の弁明の要旨

(1) 本件文書 1

本件請求書において、「介護報酬明細書」の開示を求める記載はなく、請求の内容から「介護報酬明細書」を求めていることを読み取ることはできない。実施機関は、審査請求人に対し、請求の内容を「障害福祉課が保有している介護報酬明細書」として、改めて開示請求があれば写しを交付できると説明し、審査請求人は、令和 4 年 9 月 14 日、「介護報酬明細書」等について自己情報開示請求を行った。

(2) 本件文書 2

本件文書 2 は、本件決定通知書に基づき開示された、4.15 調査概要の「確認項目 6」に事業所 A に対して聞き取り調査を行った内容を記載しており、開示している。

(3) 本件文書 3

福祉管理課 (法人指導担当)、障害福祉課、〇〇地域福祉課による開示・非開示決定に係る打合せ及び開示文書の共有はしていた。しかし、打合せ記録、連携した書面は作成していないため、存在しない。

(4) 本件文書 4

事業所 A の加算算定は適正であった。したがって、実施機関は給付費の返還を求めているから返還を求める文書は存在しない。

(5) 本件文書 5

事業所 A は、ヘルパーがサービス提供中に別の場所に行っていたことを認め、

実施機関に対して過誤申立書を提出し、実施機関はこれを適正と判断して受理した。過誤申立書の却下は行っていないため、該当する文書は存在しない。

(6) 本件文書 6

「障害者差別」及び「権利擁護」の調査等は、本件処分時点では行っていないため、該当する文書は存在しない。

なお、実施機関は、本件文書 6 に該当する情報は、8.16 報告書として審査請求人にこれを開示した。

審査請求人は、これに不服があるとして、令和 4 年 9 月 14 日付け自己情報開示等請求を行い、実施機関は、同月 26 日付けで開示等の可否決定をする期間を延長し、審査請求人に通知した。

7 審査会の判断

(1) 本件文書 1

審査請求人は、上記のとおり、「令和 4 年 3 月 10 日付け指導監査調査要望書（期のⅡ）」で、事業所 A の不正請求の調査要望をして、その延長で自己情報開示請求を行ったのであるから、「介護報酬明細書」を開示するのは当然と主張し、実施機関は、本件請求書において、「介護報酬明細書」の開示を求める記載はなく、請求の内容から「介護報酬明細書」を求めていることを読み取ることとはできないと弁明する。

自己情報開示請求において、請求時に請求の内容を記載するのは請求者である。本件請求書別紙 1-(4) の記載をみると、客観的に「介護報酬明細書」の文言はなく「指導した内容（詳細）」と記載されている。そうすると「指導した内容（詳細）」の文言から「介護報酬明細書」を求めていることを読み取ることができるかどうか問題となるが、できないと判断すべきである。実施機関には、開示請求の行われた経緯を考慮し、請求の内容に表現された客観的な文言から離反してこれを解釈する権限はないからである。

(2) 本件文書 2

本件文書 2 とは「審査請求人が過去男性ヘルパーでの苦い思い出があることで、女性ヘルパーのサービスをお願いした事実が事業者間（事業所 B、事業所

A) で引き継がれていたかについての調査内容」であるところ、4.15 調査概要の「確認項目 6」に記載された事業所 A の回答に引継ぎの内容が記載されていることが確認された。その他、審査会において調査を行ったが、これ以外に引継ぎの内容を記載した文書は見つけれなかった。そうであれば、本件文書 2 は、4.15 調査概要により開示されているというべきである。

審査請求人は、8.16 報告書において事業所の言い分が虚偽であることが明らかとなった、と実施機関の弁明に対して反論するので、この反論について審査する。

8.16 報告書は、令和 4 年 6 月 10 日付け本件処分時には存在しなかったのであるから、本件処分の当不当の判断資料にはなり得ない。なお、審査請求人が指摘する 8.16 報告書の 16～17 頁の記載は、4.15 調査概要の「確認項目 6」に記載された事業所 A の回答を踏まえて、個別支援の一環として前事業所（事業所 B）等複数事業所の任意協力を仰いで聴取したものである。その結果、「口頭で『女性ヘルパーの派遣をご希望されています』と伝達されていることが判明」している。

本件文書 2 は開示されているものと判断するのが相当である。

(3) 本件文書 3

自己情報不存在の当否を判断するにおいて、重要なことは、事実として客観的に存在するかしないかの点である。

審査請求人は、本件文書 3 については、存在するはずである、と主張する。実施機関は、福祉管理課（法人指導担当）、障害福祉課、〇〇地域福祉課による開示・非開示決定に係る打合せ及び開示文書の共有はしていた。しかし、打合せ記録、連携した書面は作成していないため、存在しないと主張する。

審査会としては、実施機関の記憶の喚起を促し、メモの類いに至るまで、関係記録と関係書面の存否について、実施機関との質疑をつくり探求したが、存在するとの合理的な疑いを持つことはできなかった。不存在とすることに躊躇を感じさせる事実も発見しなかった。

本件文書 3 は不存在と判断する。

(4) 本件文書 4

事業所 A の給付費請求が適正と判断されたなら、給付費返還を求める書面は不存在と判断するのが自然である。

なお、審査請求人が請求した内容と回答が違っているとの事実は、発見できなかった。

(5) 本件文書 5

実施機関の事業所 A は、ヘルパーがサービス提供中に別の場所に行っていたことを認め、実施機関に対して過誤申立書を提出し、実施機関はこれを適正と判断し受理したため、過誤申立書の却下は行っていないとする弁明は自然であり、却下した書面は不存在と判断する。

(6) 本件文書 6

実施機関が弁明する、「障害者差別」及び「権利擁護」の調査等は本件処分時点では行っていない、というのは書面で示された客観的時系列に合致する。したがって、該当する文書は、本件処分時点では存在しない、と判断する。

(7) 以上から、実施機関が行った本件処分（自己情報開示等決定及び自己情報不存在通知）に違法又は不当な点はなく適法であるから、審査会は前記「1 審査会の結論」のとおり判断する。

大田区情報公開・個人情報保護審査会

会長 板垣 勝彦

委員 黒野 徳弥

委員 浦岡 由美子